事業者	事業者団体の構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合にあつては、当該事業者を含む。以下この章において「特定事業者」という。）
第二条の二第五項 事業者	事業者団体
をしたもの	の実行としての事業活動をしたもの
第二条の二第六項 事業者	事業者団体
をしていないもの	の実行としての事業活動をしていないもの
第二条の二第七項 事業者と	事業者団体の特定事業者と
事業者から	特定事業者から
第二条の二第八項 事業者	事業者団体の特定事業者
第二条の二第九項 事業者	事業者団体
をしたもの	の実行としての事業活動をしたもの
第二条の二第十項 事業者	事業者団体
をしていないもの	の実行としての事業活動をしていないもの
第二条の二第十一項 事業者と	事業者団体の特定事業者と
事業者から	特定事業者から
第二条の二第十二項 第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二	第八条の三
事業者	事業者団体の特定事業者
第二条の二第十三項 第七条の二第一項又は第七条の九第一項に規定する違反行為をした	違反行為をした事業者団体の
事業者	特定事業者
第二条の二第十五項 事業者	事業者団体の特定事業者
第七条の二第一項各号列記以外の部分 事業者が	事業者団体が
事業者に	事業者団体の特定事業者に

第七条の二第一項各号 事業者	特定事業者
第七条の二第一項第三号 をしていない	の実行としての事業活動をしていない
第七条の二第一項第四号 違反行為をした	違反行為をした事業者団体の
第七条の二第二項及び第三項 当該事業者	当該特定事業者
第七条の四第一項各号列記以外の部分 事業者	特定事業者
第七条の四第一項第一号 違反行為をした	違反行為をした事業者団体の
事業者	特定事業者
第七条の四第一項第二号 をしていない	の実行としての事業活動をしていない
第七条の四第二項各号列記以外の部分 事業者	特定事業者
前二条	同条
第七条の四第二項第一号から第四号まで 事業者	事業者団体の特定事業者
第七条の四第二項第五号 をしていない	の実行としての事業活動をしていない
第七条の四第三項各号列記以外の部分 事業者	特定事業者
第七条の四第三項第三号 をしていない	の実行としての事業活動をしていない
第七条の四第四項各号列記以外の部分 第七条の二第一項に規定する違反行為をした	第八条第一号（不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。）又は第二号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為をした事業者団体の
事業者	特定事業者